


2014年11月12日  
全国港湾14発第30号  
港運同盟発14-第38号

財務省 関税局  
局長 宮内 豊 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟  
会長 新屋 義 信



## 港湾労働に係る税関行政の規制緩和に関する申入れ

貴職におかれましては、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、私ども港湾運送並びに港湾労働に対します日頃からのご理解とご協力に感謝申し上げます。

さて、本年10月1日より、シーナックスを通じた輸出・入貨物の通関に関し、区分1については、24時間の通関が可能となりました。

私たちは、通関システムが港湾運送事業と密接不可分であることから、通関行政に重大な関心を持っています。

については、以下の点について、申し入れますので、貴意回答を示されるよう要請します。

### 記

1. 24時間通関に関して、利用実績を調査し、その結果を開示すること。
2. 次期シーナックスの港湾への影響について懸念しています。したがって、その内容、導入の見通しなどについて説明されたい。
3. AEOをはじめとした通関行政の規制緩和は、社会悪物品の流出・入チェックや、公正な貿易と国民の安全を担保する港湾機能の低下を招いています。同時に、このことによって、沿岸作業・検量作業・検数作業の領域を狭め、私たちの雇用不安を招いています。  
したがって、通関貨物の現物チェックを強化し、港湾の社会的機能の堅持、国民の安心と安全、働く労働者の雇用を確保する政策に転換すること。
4. これらの申し入れに関する、今回の協議以降の対応、具体的措置について、情報開示とともに、継続的に協議を進めながら、対応すること。また、本件に限らず、港湾労働者、港湾関係労働者の安全などの問題で、貴省に係る諸問題について、解決を促進するために、個別の諸課題について協議を行うこと。

以上